

南極発！ 最南端の建築技術

軽い・強い・高断熱ハウス

10m²
タイプ

5m²
タイプ

置くだけかんたん自由空間

極地ハウス LIFT

きょくち

リフト



極地ハウス

構造特許出願中

南極での実体験をもとに誕生した「極地ハウス LIFT」。平均気温マイナス50度以下の過酷な環境でも快適に生活できるよう、高い断熱性能を重視して開発されました。実際に南極のドームふじ基地にも設置され、その性能は現地で実証されています。さらに持ち運びやすさも備えており、さまざまな環境で活躍します。

※仕様とサイズは異なります。



極地ハウス LIFTの特徴

- ① 軽量かつ高強度の特許構造
- ② 高い断熱性能により外気の影響を軽減
- ③ 夏の熱中症対策・冬の寒冷対策に配慮
- ④ 冷暖房効率を向上させ、エネルギーロスを削減
- ⑤ CO₂排出削減を意識した環境配慮設計
- ⑥ 差し込みコンセント付きなので電気工事不要



使用例

事務所、休憩所、温度管理室、貯蔵庫、防災ルーム、植物栽培、販売店舗、アトリエ、研究室、花粉症対策、酸素カプセル、医療室などに

極地ハウスはこんな 使い方ができます！

- 仮設事務所や休憩所、応接室、ガードマンボックスなど
- 建設現場、道路工事、住宅工事などの屋外作業場の近くに設置し、休憩場として
- 移動式ハウスとして
- 1.5t と軽量なので、現場クレーンで上層階に設置可能
- 軽量なので、台車に乗せて手押しで移動可能
- 開口部を向かい合わせて連結可能



労働環境改善に

熱中症対策[2025.6.1 から義務化]

高い断熱性能によりエアコン効率が良く、夏は涼しく、冬は暖かい快適な環境を実現します。そのため、屋外作業者の休憩所や軽作業場として幅広く活用されています。



光熱費削減に

温室効果ガス削減[努力義務]

高い断熱性能により冷暖房効率が向上し、無駄なエネルギー消費を抑えることができます。そのため、年間を通じて光熱費の削減につながり、経済的な運用が可能です。



建築確認も許可も不要

「極地ハウス」は延床面積10㎡の小規模建築物であるため、一定の条件下において建築確認申請が不要となり、手続きの手間を抑えてスムーズに設置することが可能です。



※建築確認申請が不要となるのは、設置する建物が「新築」ではなく「増築」として扱われる場合。※防火地域・準防火地域では、延床面積が10㎡以下であっても建築確認申請が必要となります。※設置する地域の用途指定や敷地条件によって、必要となる手続きが異なる場合があります。※仮設事務所・資材置場・休憩所など、用途によっては仮設建築物として扱われるケースがありますが、使用目的によっては別途許可が必要となる場合があります。※仮設建築物として設置する場合は、工事期間中のみの利用が前提となり、工事完了後は速やかに撤去する必要があります。※同じ敷地内で増築を繰り返す場合でも、その後に確認申請が必要な工事を行う際には、既存部分を含めた違法性の確認を求められることがあります。※実際の運用にあたっては、自治体ごとの判断や運用基準が異なる場合があるため、事前確認が必要です。

付 帯 設 備

- エアコン(6畳タイプ)
- LED照明
- 給排気扇
- コンセント
- ブレーカー
- 樹脂ドア(1台)
- 樹脂引違窓(2台)
- ウレタン防水塗装仕上げ
- 吊り上げフック(4点)



コンセント付きで
電気工事也不要



付属のエアコンも電気工事せずにすぐに使用可能



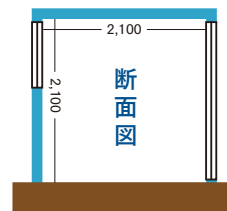
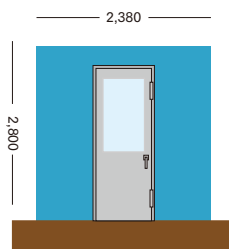
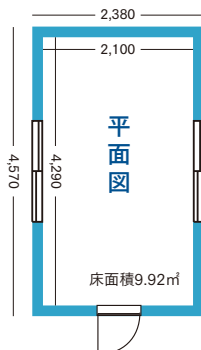
完成品をユニック車で
運搬可能



軽量がコンパクトだから、設置も移動も簡単

仕 様

- 高い断熱性能を実現する120mmの発泡スチロール断熱材
- 10㎡と5㎡の2つのサイズがあります
- 重量は1.5tと軽量
- 床あり・床なしの2タイプあります



極地ハウス LIFTに関するお問合せ

Website



極地ハウス

明和土木興業株式会社 環境防災事業部

〒332-0003 埼玉県川口市東領家2丁目3番地12号

✉ kyokuchi@meiwadoboku.co.jp

